

平成23年度畜産物価格決定等に関する要望意見書(案)

北海道・十勝の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、専業経営を主体に展開し、安全・安心な牛乳製品及び食肉の安定供給に加え、国土・環境保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしております。また、乳業など関連企業とともに、地域経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格など生産資材価格高騰と高止まりによる生産コスト上昇の影響が残る中、景気悪化による消費の減少や生産者手取り価格の低下などから、厳しい状況が続いております。加えて、22年度は猛暑による生乳生産基盤へのダメージ等によって、より一層厳しい局面を迎え、将来にわたる畜産物の安定供給体制が危惧される状況にあります。

また、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加問題や日豪EPA交渉の加速化など、わが国の酪農・畜産の市場開放をめぐる危機的な状況にさらされております。

一方、国は「食料・農業・農村基本計画」において、10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

したがって、わが国の食料供給を支える北海道・十勝の酪農畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、農業者が抱えている国際化対応などへの将来不安を払拭することが重要であります。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等を積極的に推進することが不可欠であります。

ついては、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、担い手の所得向上及び経営安定に向けて、総合的な酪農・畜産政策を推進されますよう、次の事項をそえて強く要望いたします。

記

1 TPP参加反対など国際自由貿易交渉について

- (1) 例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は断じて行わないこと。
- (2) 日豪等EPA/FTA交渉において、わが国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米や小麦、澱粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- (3) WTO農業交渉については、「食料主権の確保」及び「多様な農業の共存」を基本理念に、『食料・農業・農村基本計画』に基づき、「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む」との政府方針の下、毅然とした対応を行うこと。

2 平成23年度畜産物価格等について

- (1) 平成23年度加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料価格の高止まり傾向や今後の値上げ、乳成分・乳量の低下などを反映し、生乳の再生産確保と酪農家の経営努力が報われ生産意欲の高揚につなげる観点から、現行単価（11円85銭/kg）を引き上げること。
- (2) 平成23年度加工原料乳限度数量については、中長期的な国内生乳生産基盤の安定確保及び国産乳製品の自給力維持、加工原料乳の主力供給産地である北海道の安定生産などに配慮

して、現行数量（185万ト）以上とすること。

- (3) 平成23年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られるよう、現行価格を引き上げること。
- (4) 飲用乳需要の低迷やバター・脱脂粉乳等の乳製品需要の跛行性の解消に対応しながら、生乳の安定的な生産と用途に応じた販売を推進するために、輸入乳製品の市場と競合する脱脂濃縮乳・生クリームなど液状乳製品への「国産需要安定確保支援対策」を検討すること。特に、加工原料乳の取引価格と同水準にある脱脂濃縮乳対策を早急に講じること。

3 24年度酪農・畜産政策について

- (1) 食料自給率の向上や多面的機能の実現に向けて、新たな「酪肉近代化基本方針」(平成22年7月)で掲げた、所得補償制度の導入、持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換家畜衛生対策の充実・強化等、自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国内生産の意義についての国民の理解の促進を実現するために、重厚な予算措置を図り、総合的かつ実効性のある酪農・畜産政策を推進すること。
- (2) 酪農・畜産への所得補償制度の導入にあたっては、意欲ある多様な担い手が将来展望を描きながら、安心して経営に取り組めるよう、畜種ごとの特性や地域事情などの検証、生産現場の意見を十分に聴取するなど、酪農・畜産における営農の継続性に配慮した円滑な制度移行と盤石な仕組みを構築すること。
- (3) 地域に即した農業・農村の振興、6次産業化の推進、就業機会の拡大など、都道府県や市町村が自主・自立の地域農政が行えるよう「農村活性化・資源保全支援交付金(仮称)」を創設するなど、地域の特色ある酪農・畜産振興を図ること。
また、中山間地域における酪農・畜産の持続的な発展に資するため、中山間地域等直接支払制度については、全額国費による条件不利補正政策としてより充実強化を図ること。
- (4) 飼料自給率を高め、自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営を加速的に推進する観点から、直接支払手法による政策誘導策を検討し実施すること。
- (5) 草地整備改良や草地更新、TMR(混合飼料)センターや飼料生産受託組織(コントラクター)など、地方の自主性・裁量性を高めた自給飼料増産対策を拡充強化し、必要な予算額を措置すること。
- (6) 担い手の新規就農や既存農業者の飼養規模拡大等に対応した、家畜ふん尿・排水処理施設の整備に対する支援対策の充実を図ること。
- (7) 多額の施設投資や運転資金を必要とする酪農・畜産経営に対し、経営安定のための融資制度や負債償還圧の軽減対策、保証基盤の強化対策などを継続・充実すること。
- (8) 国民の健康増進に重要な総合機能食品である牛乳・乳製品の消費拡大対策や、国産食肉の需要拡大対策を継続的かつ効果的に実施すること。
- (9) 口蹄疫など海外悪性伝染病の国内への侵入防止対策の徹底をはじめ、疾病に応じた万全な家畜防疫対策と経営維持・再建対策の充実、家畜伝染予防法の見直しを図ること。
また、家畜防疫上の観点からも、鳥獣被害防止対策を継続強化すること。
- (10) 多様な酪農経営に適した牛群を効率的に整備するためには、継続的な家畜改良への取り組

- みが不可欠であることから、乳群検定と後代検定など家畜改良対策の継続・充実を図ること。
- (11) 酪農経営における労働軽減、雇用創出及び担い手育成の観点など、酪農ヘルパー制度の役割・重要性を踏まえ、傷病時利用への支援や組織の安定的運営並びに要員確保への支援など酪農ヘルパー支援対策を継続強化すること。
- (12) 家畜防疫互助基金造成等支援事業の対象疾病に、牛のサルモネラ症を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、要望意見書を提出致します。

平成23年3月 日

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 様

北海道河東郡士幌町議会議長 佐古 準一